

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

目次

○	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（抄）	1
○	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）	7
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）	8
○	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）	8
○	日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）	9
○	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）	9
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	17
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）	17
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	18
○	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）	18
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）	18
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）	19
○	社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）	19
○	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）	20

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（抄）
（特定建築物の建築主の基準適合義務）

第十一条 建築主は、特定建築行為（特定建築物（居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分（以下「住宅部分」という。）以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。）の新築若しくは増築若しくは改築（非住宅部分の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上であるものに限る。）又は特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上であるものであつて、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物（非住宅部分に限る。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 （略）

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第十三条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

2 国等の機関の長は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

4 所管行政庁は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならぬ。

6 所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によつては当該建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第四項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならぬ。

7 国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画（同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。）について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 国等の機関の長は、前項の場合において、建築基準法第十八条第三項の期間（同条第十三項の規定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならぬ。

9 建築主事は、建築基準法第十八条第三項の場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第三項の確認済証を交付することができる。

（特定建築物に係る基準適合命令等）

第十四条 （略）

2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第十一条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置を

とるべきことを要請しなければならない。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。）の提出又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない。

(住宅部分に係る指示等)

第十六条 (略)

2 (略)

3 所管行政庁は、第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は前条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

(特定建築物に係る報告、検査等)

第十七条 所管行政庁は、第十四条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

(適用除外)

第十八条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物
- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物
- 三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

(建築物の建築に関する届出等)

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならぬ。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

- 一 特定建築物以外の建築物の新築であつてエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの
- 二 建築物の増築又は改築であつてエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの(特定建築行為に該当するものを除く。)

(国等に対する特例)

第二十条 国等の機関の長が行う前条第一項各号に掲げる行為については、同条の規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第三項の規定に定めるところによる。

2 国等の機関の長は、前条第一項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に通知しなければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な

変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

3 所管行政庁は、前項の規定による通知があつた場合において、その通知に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国等の機関の長に対し、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

(建築物に係る報告、検査等)

第二十一条 所管行政庁は、第十九条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(住宅事業建築主に対する勧告及び命令等)

第二十八条 国土交通大臣は、住宅事業建築主であつてその新築する一戸建ての住宅の戸数が政令で定める数以上であるものが新築する一戸建ての住宅につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して、その新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた住宅事業建築主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして住宅事業建築主が行うべきその新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該住宅事業建築主に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 (略)

(登録の更新)

第四十三条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第八条から第十条まで、第三章、第三十条第八項及び第九項、第六章、第六十三条、第六十四条、第六十七条から第六十九条まで、第七十条第一号(第三十八条第一項に係る部分を除く。)、第七十条第二号及び第三号、第七十一条(第一号を除く。)、第七十三条(第六十七条第二号、第六十八条、第六十九条、第七十条第一号(第三十八条第一項に係る部分を除く。))、第七十条第二号及び第三号並びに第七十一条(第一号を除く。))に係る部分に限る。並びに第七十四条並びに次条並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行う特定増改築(特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分(非住宅部分に限る。))の床面積の合計の当該増築又は改築後の特定建築物(非住宅部分に限る。))の延べ面積に対する割合が政令で定める範囲内であるものをいう。以下この条において同じ。))については、当分の間、第三章第一節の規定は、適用しない。

2 5 (略)

6 国等の機関の長が行う第一項の特定増改築については、第二項から前項までの規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第八項の規定に定めるところによる。

7 国等の機関の長は、第一項の特定増改築をしようとするときは、あらかじめ、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に通知しなければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微

な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

8 所管行政庁は、前項の規定による通知があった場合において、その通知に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

9 所管行政庁は、第三項、第四項及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

10
14 (略)

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)

(空気調和設備等)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第二条第二号の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

一(四) (略)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第二条 (略)

2 法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第二条第一項第四号の延べ面積をいう。次条において同

じ。)が一万平方メートルを超える建築物

二 (略)

○地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号) (抄)

(他の法令の準用)

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市(第二十三号にあつては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一(二十四) (略)

二十五 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第七十六条第一項(同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。)

二十六 登記手数料令(昭和二十四年政令第四百十号)第十九条

二十七(三十三) (略)

2 (略)

○地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)

(他の法令の準用)

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市(第十九号にあつては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一(二十) (略)

二十一 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第七十六条第一項(同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。)

二十二 登記手数料令(昭和二十四年政令第四百十号)第十九条

二十三(三十) (略)

2 (略)

○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）

（他の法令の準用）

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号及び第十七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一～十七 （略）

十八 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十

三条第一項第三号

十九 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三
二十四～二十五 （略）

2 （略）

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）

（登録調査機関等の登録の有効期間）

第七条 法第四十二条第一項（法第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（空気調和設備等）

第十四条 法第七十二条の政令で定める建築設備（以下「空気調和設備等」という。）は、次のとおりとする。

一 空気調和設備その他の機械換気設備

二 照明設備

三 給湯設備

四 昇降機

(特定建築物の規模)

第十五条 法第七十三条第一項の政令で定める規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

(特定住宅)

第十五条の二 法第七十三条第一項の政令で定める住宅は、一戸建ての住宅とする。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第十六条 法第七十四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第七十四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号の延べ面積をいう。)が一万平方米を超ええる建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(第一種特定建築物の規模等)

第十七条 法第七十五条第一項第一号の特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

2 法第七十五条第一項第一号の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであること又は当該床面積の合計が当該改築に係る第一種特定建築物の床面積の合計の二分の一であることとする。

3 法第七十五条第一項第一号の政令で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

(第一種特定建築物の直接外気に接する屋根等について行う修繕等の規模)

第十八条 法第七十五条第一項第二号の政令で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が二千平方メートルであること又は当該面積の合計が二千平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であつて次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。

一 第一種特定建築物の直接外気に接する屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の二分の一

二 第一種特定建築物の直接外気に接する壁（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁（当該第一種特定建築物の敷地境界線（建築基準法第四十二条に規定する道路に接する部分を除く。）からの水平距離が一・五メートル以下の部分を除く。）の面積の合計の二分の一

三 第一種特定建築物の直接外気に接する床（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の二分の一

(空気調和設備等の改修)

第十九条 法第七十五条第一項第三号の政令で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。

一 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修

- イ 空気調和設備の熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 暖房のための熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの
 - (2) 冷房のための熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの
- ロ 空気調和設備のポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 暖房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リットル毎分以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの
 - (2) 冷房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リットル毎分以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの
- ハ 空気調和設備の空気調和機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が六万立方メートル毎時以上のもの
 - (2) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が当該空気調和設備のすべての空気調和機の定格風量の合計の二分の一以上のもの

(3) 当該第一種特定建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え

二 空気調和設備以外の機械換気設備 機械換気設備の送風機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が五・五キロワット以上のもの

ロ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が当該機械換気設備のすべての送風機の電動機の定格出力の合計の二分の一以上のもの

三 照明設備 照明設備の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

ロ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該第一種特定建築物の床面積の合計の二分の一以上のもの

ハ 当該第一種特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え

四 給湯設備 次のいずれかに該当する改修

イ 給湯設備の熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が二百キロワット以上のもの

(2) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該給湯設備のすべての熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの
ロ 給湯設備の配管の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該取替えに係る配管の長さの合計が五百メートル以上のもの

(2) 当該取替えに係る配管の長さの合計が当該給湯設備のすべての配管の長さの合計の二分の一以上のもの

五 昇降機 二以上の昇降機の取替え

(届出等を要しない建築物)

第二十条 法第七十五条第七項の政令で定める建築物は、次のとおりとする。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 文化財保護法第四百十三條第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群

を構成している建築物

三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物

四 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものであるとして所管行政庁が認めたもの

五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物で、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものであるとして所管行政庁が認めたもの

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

2 法第七十五条第七項の政令で定める仮設の建築物は、次のとおりとする。

一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの

二 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

三 建築基準法第八十五条第五項の許可を受けた建築物

（第二種特定建築物の改築等の規模）

第二十条の二 法第七十五条の二第一項の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルで、かつ、当該床面積の合計が当該改築に係る第二種特定建築物の床面積の合計の二分の一であることとする。

2 法第七十五条の二第一項の政令で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルで、かつ、当該床面積の合計が増築前の建築物の床面積の合計であることとする。

（特定住宅の戸数の要件）

第二十条の三 法第七十六条の六第一項の政令で定める数は、一年間に新築する特定住宅の戸数が百五十戸とする。

（住宅事業建築主に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第二十条の四 法第七十六条の六第三項の審議会等で政令で定めるものは、社会資本整備審議会とする。

第三十一条 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、第一種特定建築主等、第二種特定建築主又は法第七十五条第五項若

しくは第七十五条の二第三項の規定による報告をすべき者に対し、その法第七十五条第一項各号に掲げる行為をしようとする第一種特定建築物、同条第五項の報告に係る第一種特定建築物、法第七十五条の二第一項に規定する行為をしようとする第二種特定建築物又は同条第三項の報告に係る第二種特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工又は維持保全に係る事項のうち次に掲げるもの（同項の報告に係る第二種特定建築物にあつては、第二号に掲げるものに限る。）に関し報告させることができる。

一 特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する事項

二 特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する事項

2 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、その職員に、特定建築物又は特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物の外壁、窓等及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等並びにこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第三十一条の二 国土交通大臣は、法第八十七条第十一項の規定により、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 新築した特定住宅の戸数

二 住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能及びその向上に関する事項

2 国土交通大臣は、法第八十七条第十一項の規定により、その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場又は住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工事現場に立ち入り、当該特定住宅の外壁、窓等及び当該特定住宅に設ける空気調和設備等並びにこれらに使用する建築材料並びに設計図書、帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十二条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第八十七条第十三項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等（特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者を含む。）次項において同じ。）に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量

二 エネルギー消費効率又は寄与率及びその向上に関する事項

三 エネルギー消費効率又は寄与率に関する表示の状況

2 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、その職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又

は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量
- 二 熱損失防止性能及びその向上に関する事項
- 三 熱損失防止性能に関する表示の状況

4 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

（手数料）

第三十三条 法第八十八条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納めなければならない者	金額
一～六 （略）	（略）
七 法第七十六条の第十四第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者	一万六千八百円

（権限の委任）

第三十四条 （略）

1・2 （略）

3 法第五章第二節及び第八十七条第十二項の規定に基づく国土交通大臣の権限のうち、その建築物調査の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物調査機関に係るものは、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

4・5 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十二 (略)

二十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三

十三条第一項第三号

二十四 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十五～三十 (略)

2 (略)

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）

（他の法令の準用）

第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十一 (略)

二十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三

十三条第一項第三号

二十三 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十四～三十 (略)

2 (略)

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）

（他の法令の準用）

第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 四十五（略）

四十六 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十五条、第七十六条第一項（同法第七十八条第

四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）

四十七 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第三条第一項及び第四条の五

四十八 六十（略）

2・3（略）

○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 二十三（略）

二十四 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十五条

二十五 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二条第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）

2（略）

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）

（他の法令の準用）

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 削除

二・三（略）

四 削除

五〇九 (略)

十 削除

十一〇十七 (略)

十八 削除

十九〇三十五 (略)

三十六 津波防災地域づくりに関する法律 (平成二十三年法律第二百二十三号) 第七十六条第一項 (同法第七十八条第四項において

準用する場合を含む。) 及び第八十五条 (同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。)

三十七 医療法施行令 (昭和二十三年政令第三百二十六号) 第一条、第三条第一項及び第四条の五

三十八〇四十五 (略)

2 (略)

○独立行政法人都市再生機構法施行令 (平成十六年政令第六十号)

(他の法令の準用)

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十四 (略)

二十五 津波防災地域づくりに関する法律 (平成二十三年法律第二百二十三号) 第七十六条第一項 (同法第七十八条第四項において

準用する場合を含む。) 及び第八十五条 (同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。)

二十六 都市計画法施行令 (昭和四十四年政令第五百十八号) 第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十七〇三十二 (略)

2 (略)

○社会資本整備審議会令 (平成十二年政令第二百九十九号)

(所掌事務)

第一条 社会資本整備審議会 (以下「審議会」という。) は、国土交通省設置法 (以下「法」という。) 第十三条第一項及び附則第

七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の六第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略) 建築分科会	(略) 一 (略) 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

○地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）

（地方住宅供給公社法施行令を適用する場合の読替え）

第十二条 法第四十七条第一項の規定により設立された地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項中「、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県」とあるのは、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十七条第一項の政令で定める市」とする。